

## 市税などは納期限内に納付してください

市税などは、定められた納期限までに市役所本庁・各支所、金融機関またはコンビニエンスストアなどで納めてください。パソコン・スマートフォンを使用して、クレジットカードで納付することもできます。

### ●令和元年度納期限一覧表

期別	固定資産税・都市計画税	市府民税(普通徴収)
第1期	5月31日(金)	7月1日(月)
第2期	7月31日(水)	9月2日(月)
第3期	9月30日(月)	10月31日(木)
第4期	12月2日(月)	令和2年1月6日(月)

期別	国民健康保険税(普通徴収) 介護保険料(普通徴収)	後期高齢者医療保険料 (普通徴収)
第1期	7月1日(月)	7月31日(水)
第2期	7月31日(水)	9月2日(月)
第3期	9月2日(月)	9月30日(月)
第4期	9月30日(月)	10月31日(木)
第5期	10月31日(木)	12月2日(月)
第6期	12月2日(月)	令和2年1月6日(月)
第7期	令和2年1月6日(月)	令和2年1月31日(金)
第8期	令和2年1月31日(金)	令和2年3月2日(月)
第9期	令和2年3月2日(月)	令和2年3月31日(火)
第10期	令和2年3月31日(火)	

※口座振替納付を利用される方は、上記納期限日に指定の口座から引き落としします。なお、残高不足などにより納期限日に引き落とせなかった市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および国民健康保険税は、直近の13日(金融機関が休業日のときは翌営業日)に再振替として引き落とします。振替日前には預貯金残高の確認をお願いします。

(令和2年1月6日(月)の再振替は1月17日(金)になりますのでご注意ください)

### ●督促手数料および延滞金について

納期限までに完納されない場合は督促状を発送することになり、督促状1通につき手数料100円がかかります。また、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納の税(料)額に一定の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算し、未納の税(料)額とあわせて納付いただきます。

### ●滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差し押さえ(滞納処分)を受けることとなります。なお、府税および市税等で納期限から一定経過した滞納案件は「京都地方税機構」へ移管し、徴収などの滞納整理事務を行います。

### ●市税などの納付には便利な口座振替を

口座振替の申し込み手続きは、市役所本庁・各支所および市内各取扱金融機関に備え付けの市税等口座振替依頼書に記入いただき、①預貯金通帳、②通帳の届出印、③市税などの納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。登録完了までに時間を要するため、振替の開始を希望される期別(月)の前月末までに申し込んでください。申し込みの時期によっては、希望の期別(月)からの振替ができない場合がありますのでご了承ください。

※令和元年度から、市役所本庁、各支所窓口でも口座振替の申し込み手続きができるようになりました。詳しくはお問い合わせください。

### ●取扱金融機関

(株)京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都農業協同組合、(株)りそな銀行、ゆうちょ銀行・郵便局

※軽自動車税を除く市税などの納付の確認は、預貯金通帳・クレジットカード会社が発行する利用明細書などでご確認ください。口座振替・クレジット納付済通知書は発行しません。

市府民税、固定資産税・都市計画税

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料  
介護保険料

市税、国民健康保険税の滞納処分

問税務課

問市民環境課

問高齢福祉課

問京都地方税機構中部地方事務所

☎(0771)68-0004

☎(0771)68-0011

☎(0771)68-0006

☎(0771)22-3884